

## 9 保 険 料

介護保険制度は、保険給付や地域支援事業に要する費用を、40歳以上の被保険者の介護保険料と公費を財源に、練馬区が保険者となって運営している。

### (1) 第1号被保険者の保険料

第1号被保険者の保険料は、サービスに必要な費用に応じて、3年度を単位とした事業運営期間ごとに練馬区介護保険条例で決定し、保険者が賦課・収納する。負担能力に応じた負担を求めるという観点から、平成18～20年度の事業運営期間における保険料は、7段階の所得段階別で、基準額は47,400円(月額3,950円)であった。

なお、平成18年度の税制改正により高齢者の非課税限度額が廃止されたことに伴い所得段階が変更になった方に対して、平成18～20年度については、保険料の激変緩和措置を実施した(平成21年度廃止)。

保険料納付方法は、年金を年額18万円以上受給している方は年金からの徴収(特別徴収)となり、それ以外の方は納付書または口座振替による納付(普通徴収)となる。平成18年度から、従来の老齢・退職年金に加え、遺族年金・障害年金が特別徴収の対象となった。

#### 第3期(平成18～20年度)の第1号被保険者の保険料

所得段階		調整率	保険料額
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が特別区民税非課税	基準額×0.5	23,700円
第2段階	本人および世帯全員が特別区民税非課税で、本人の合計所得金額と課税対象年金収入額の合計が80万円以下	基準額×0.625	29,630円
第3段階	本人および世帯全員が特別区民税非課税で、第2段階に該当しない	基準額×0.75	35,550円
第4段階	本人が特別区民税非課税で、世帯の中に特別区民税課税者がいる	基準額	47,400円
第5段階	本人が特別区民税課税で、本人の合計所得金額が200万円未満	基準額×1.25	59,250円
第6段階	本人が特別区民税課税で、本人の合計所得金額が200万円以上800万円未満	基準額×1.5	71,100円
第7段階	本人が特別区民税課税で、本人の合計所得金額が800万円以上	基準額×1.625	77,030円

基準額 = 基準月額 × 12か月

#### <参考> 第4期(平成21～23年度)の第1号被保険者の保険料

所得段階		調整率	保険料額
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が特別区民税非課税	基準額×0.5	23,700円
第2段階	本人および世帯全員が特別区民税非課税で、本人の合計所得金額と課税対象年金収入額の合計が80万円以下	基準額×0.5	23,700円
第3段階	本人および世帯全員が特別区民税非課税で第2段階に該当しない	基準額×0.7	33,180円
特例 第4段階	本人が特別区民税非課税で世帯の中に特別区民税課税者がいて、本人の合計所得金額と課税対象年金収入額の合計が80万円以下	基準額×0.8	37,920円
第4段階	本人が特別区民税非課税で、世帯の中に特別区民税課税者がいて、特例第4段階に該当しない	基準額	47,400円

第5段階	本人が特別区民税課税で、本人の合計所得金額が125万円未満	基準額×1.1	52,140円
第6段階	本人特別区民税課税で、本人の合計所得金額が125万円以上200万円未満	基準額×1.2	56,880円
第7段階	本人特別区民税課税で、本人の合計所得金額が200万円以上300万円未満	基準額×1.3	61,620円
第8段階	本人特別区民税課税で、本人の合計所得金額が300万円以上400万円未満	基準額×1.4	66,360円
第9段階	本人特別区民税課税で、本人の合計所得金額が400万円以上600万円未満	基準額×1.5	71,100円
第10段階	本人特別区民税課税で、本人の合計所得金額が600万円以上800万円未満	基準額×1.6	75,840円
第11段階	本人特別区民税課税で、本人の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満	基準額×1.7	80,580円
第12段階	本人特別区民税課税で、本人の合計所得金額が1,000万円以上	基準額×1.8	85,320円

所得段階別の第1号被保険者数

各年3月31日現在（単位：人）

所得段階		年			
		18	19	20	21
第1段階	被保険者数	4,132	4,422	4,616	4,905
	構成比	3.4%	3.5%	3.5%	3.6%
第2段階	被保険者数	39,320	18,878	19,393	20,259
	構成比	32.1%	14.8%	14.8%	15.1%
第3段階	被保険者数	35,396	12,230	13,208	13,938
	構成比	28.9%	9.6%	10.1%	10.4%
第4段階	被保険者数	17,646	34,245	34,695	35,281
	構成比	14.4%	26.9%	26.5%	26.2%
第5段階	被保険者数	26,131	25,711	26,640	27,705
	構成比	21.3%	20.2%	20.4%	20.6%
第6段階	被保険者数		26,473	26,866	27,275
	構成比		20.8%	20.6%	20.3%
第7段階	被保険者数		5,174	5,263	5,214
	構成比		4.1%	4.0%	3.9%
合計	被保険者数	122,625	127,133	130,681	134,577
	構成比	100%	100%	100%	100%

(2) 生計困難な方の保険料の減額

所得段階第2・3段階の人で一定の条件に該当する生計困難な人の保険料を、第1段階の保険料額に減額する。（平成21～23年度は第3段階を第2段階に減額）

年度	17	18	19	20
減額者数（人）	223	232	230	250
助成金額（円）	2,124,700	1,643,420	1,666,630	1,766,370

(3) 第1号被保険者の保険料収納状況

介護保険料の収納状況

現年分

（単位：円）

区分		年度			
		17	18	19	20
調定額(A)		4,972,651,300	6,250,893,480	6,511,806,070	6,678,594,940
収納額	金額(B)	4,846,614,430	6,085,360,401	6,341,233,326	6,502,170,977
	収納率(B/A)	97.5%	97.4%	97.4%	97.4%
収入未済額	金額(C)	126,036,870	165,533,079	170,572,744	176,423,963
	収入未済率(C/A)	2.5%	2.6%	2.6%	2.6%

## 滞納繰越分

(単位：円)

区分		年度			
		17	18	19	20
調定額(A)		222,269,581	238,806,270	287,613,339	323,820,565
収納額	金額(B)	28,286,021	27,153,340	36,244,708	31,375,981
	収納率(B/A)	12.7%	11.4%	12.6%	9.7%
不納 欠損額	金額(C)	81,214,160	89,572,670	98,120,810	122,187,580
	不納欠損率(C/A)	36.5%	37.5%	34.1%	37.7%
収入 未済額	金額(D=A-B-C)	112,769,400	122,080,260	153,247,821	170,257,004
	収入未済率(D/A)	50.7%	51.1%	53.3%	52.6%

## 徴収方法別の収納状況(現年分)

徴収方法		年度			
		17	18	19	20
特別 徴 収	調定者数(人)	96,287	105,051	109,213	111,831
	調定額(円)	3,826,085,500	4,934,801,510	5,413,190,940	5,581,619,590
	収納額(円)	3,826,085,500	4,934,801,510	5,413,190,940	5,581,619,590
	収納率	100%	100%	100%	100%
普 通 徴 収	調定者数(人)	31,246	26,889	26,658	27,766
	調定額(円)	1,146,565,800	1,316,091,970	1,098,615,130	1,096,975,350
	収納額(円)	1,020,528,930	1,150,558,891	928,042,386	920,551,387
	収納率	89.0%	87.4%	84.5%	83.9%
合 計	調定者数(人)	127,533	131,940	135,871	139,597
	調定額(円)	4,972,651,300	6,250,893,480	6,511,806,070	6,678,594,940
	収納額(円)	4,846,614,430	6,085,360,401	6,341,233,326	6,502,170,977
	収納率	97.5%	97.4%	97.4%	97.4%

## 口座振替の状況

各年3月31日現在(単位：人)

年	18	19	20	21
普通徴収被保険者数	30,020	25,948	25,690	26,802
口座振替加入者数	10,812	7,771	7,386	7,326
口座振替加入率	36.0%	30.0%	28.8%	27.3%

## (4) 第2号被保険者の保険料

第2号被保険者の保険料は、それぞれが加入している医療保険者が算定方法を定め、医療保険料と併せて納入する。そのため練馬区(保険者)は直接第2号被保険者分の保険料を賦課・収納することはなく、医療保険者が徴収した保険料は全国で一括して集められ、その中から練馬区の保険給付費の31%(平成21年~23年度は30%)に相当する金額が介護給付費納付金として交付される。